

# 社会福祉法人 沖縄コロニー

## 役員及び評議員の報酬等・費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沖縄コロニー（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下、あわせて「役員」という。）並びに評議員について、その報酬等及び費用について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、その職務執行の対価として、別表に定めるとおり報酬等を支給する。

2 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している常勤役員に対しては、第3条の定めにかかわらず、職員給与に加えて、役員報酬として別表第3に定める額を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、毎月一定の定まった日（原則として当法人の職員に対する給与支給日と同日）に支払うものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び、本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第5条 常勤役員（法人職員を兼ねる者を除く。以下、本条において同じ。）に就任した者に対しては、就任した日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用（交通費、旅費、

手数料等)については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

(端数の処理)

第7条 本規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

別表第1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年額 1200万円 ～ 1500万円 (月額 100万円 ～ 125万円)
業務執行理事（常務理事）	年額 1000万円 ～ 1200万円 (月額 85万円 ～ 100万円)
理事	年額 800万円 ～ 1000万円 (月額 65万円 ～ 85万円)

別表第2（非常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 30万円 ～ 50万円
理事	理事会等会議への出席毎 日額 50,000円
監事	監事監査、理事会等会議への出席毎 日額 50,000円

別表第3（評議員の報酬）

役職名	報酬の額
評議員長	月額 50,000円
評議員	月額 30,000円

別表第4（職員給与との併給）

役職名	役員報酬の額
理事	理事会等会議への出席毎 日額 10,000円